

議 第 2 号

台湾の世界保健機関（WHO）年次総会への
オブザーバー参加を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
外 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症が世界各国に深刻な影響を及ぼす中、台湾は重症急性呼吸器症候群（SARS）を経験し、高度な医療技術によって、世界の保健衛生分野に貢献してきたにもかかわらず、2017年以降、WHO年次総会へのオブザーバー参加が認められていない。

こうした中、政府は、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないとして、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を一貫して支持しているが、本年5月に開幕したWHO年次総会においても、台湾のオブザーバー参加が実現しなかった。

WHO憲章では、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である」と宣言されていることから、特定の国や人々がWHOへの参加を妨げられてはならず、世界が協力して公衆衛生の危機に対応することが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、これまで以上に関係各国・地域と連携し、WHOに対してより一層の働きかけをすることによって、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を実現するよう強く要請する。